

大阪府における医療的ケアに関する会議の目的と構成について（障がい福祉室所管のみ）

会議名	設置根拠	会議目的	構成メンバー	開催頻度
大阪府障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3 ・大阪府附属機関条例第2条 	障がい者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行う。	関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者	2回/年 (R3年度実績)
医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府障害者自立支援協議会規則第6条 ・大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第2条 	大阪府内における医療的ケアを要する重症心身障がい児者等が安心して地域生活を送れるよう、関係機関との支援にかかる調査審議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行う。	障がい者等の福祉及び医療に関連する職務に従事する者、関係団体の関係者 (部会長：新宅治夫氏)	2回/年 (R3年度実績)
医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会運営要綱第 6 条	医療的ケア児支援センター設置に関する検討を行う。	障がい者等の福祉及び医療に関連する職務に従事する者（ワーキンググループ長：位田忍氏）	4回/年予定